

## 石垣第二中学校生徒守則

本校の教育目標を達成し、校風と伝統を築き上げていくため守則を次のように制定する。

### 【登下校】

第1条 生徒は午前8時10分までに登校し、帰りの会終了後特に用事のない生徒は速やかに下校する。なお、生徒の校内への出入りは安全・管理上、校門からのみとする。

第2条 朝の登校時に遅刻した場合は、職員室で「入室許可書」を記入し、担任または教科担当へ提出してから入室する。

第3条 部活動の時間は、日没に応じて設定する。

- ①夏時期(4月～9月)は午後7時00分
- ②秋時期(10月～11月)は午後6時30分
- ③冬時期(12月～1月)は午後6時00分
- ④春時期(2月～3月)は午後6時30分

第4条 学校・学年・学級などの行事や活動があつて居残るときは、担当教師の許可を受ける。但し、第3条の時間を超過する場合は、担当教師は保護者へ連絡し許可を得る。

### 【通学】

第5条 生徒の通学は特別の事由がない限り、徒歩を原則とする。但し、校外での活動に参加する際や、三者面談等で午後から再登校する場合、土日や祝日の部活動に関しては、点検を受けた自転車での通学は認める。

第6条 自転車通学は、①大本小学校区の生徒、②校区外より通学する生徒で本校より1.5km以上離れている生徒を対象に、必要な申請を行い、学校長の許可を得て認める。但し、安全確保の為、「任意保険の加入」を義務とし、「ヘルメットの着用」を努力義務とする。

第7条 登下校に関して、他人の敷地内や墓地、アパートの駐車場等を通学路として利用しない。

第8条 生徒は欠席や早退(早引き)をする場合は、その旨届けなければならない。

### 【服装・身なり】

第9条 生徒は指定された制服・カバン・靴下・体育着などを着用し、常に容姿、身なりを端正にしなければならない。服装身なりの細則は別に定める。

第10条 頭髪に関しては、男女とも自由とする。但し、長髪にする場合は必要に応じて無地で装飾のないゴムやピン、ヘアクリップで束ねる。

※縮毛矯正以外のパーマ、染髪、そり、ライン入れは禁止とする。

眉毛に関しては整える程度は可とする。

### 【学習・行動・生活】

第11条 始業・集合の合図を守り、動作を機敏にする。

第12条 持ち物には正しく学年、組、氏名を記入し、他人のものを無断で使用しない。

また、学習に不必要なものは持ち込まない。(携帯電話や遊具等の持ち込み禁止)

第13条 学校へは必要以上の金銭を持たない。

第14条 登校後は先生の許しのない限り校外に出てはいけない。

第15条 校内での勝手な飲食、校外に出てや登下校時の買い食いをしない。

第16条 原則として、外泊は禁止とする。

### 【学校の施設・備品の使用】

第17条 生徒は学校の施設、備品を無許可で使用したり、故意に壊したり、警報装置へのいたずらをしてはならない。

第18条 夜間、土曜日、日曜日、休日等に無断で学校を使用してはならない。

### 【法律や社会のきまりの遵守】

第19条 生徒は一般社会の法律や地域のきまりを遵守しなければならない。もしそれに違反した場合は、特に厳しい指導対象となる。(飲酒・喫煙・暴力・外泊・自転車窃盗万引き・無免許運転・アルバイト・夜間外出・金銭まき上げ等)

### 【観劇】

第20条 祭やその他イベントの見学については、保護者の許可を受けなければならない。

### 【携帯電話利用】

第21条 購入する際は、トラブル回避のためフィルタリングサービスを利用する。

第22条 携帯電話の利用は、原則として午後9時までとする。

第23条 休日も含め、学校に持ち込まない。 \*預かり指導対象

第24条 携帯電話を持たない生徒を、仲間はずれにしない。

第25条 個人が特定できるような名前や顔写真、連絡先や学校名等は書き込まない。

第26条 個人を対象にした誹謗中傷(文句)等の書き込みはしない。

第27条 歩きながらや自転車に乗りながらの利用はしない。

### 【守則に違反した場合の処置】

第30条 この守則に違反した生徒に対しては、適切な指導を行う。程度によっては保護者同伴の指導を行う。

## 生徒守則第9条の規定による細則

石垣第二中学校の生徒守則により、本校の服装、身なりを次の通り定める。

### 1, 制服について

#### 【男子】

- (1) 男子の夏服(4月1日～調整期間)は半袖Yシャツに学生ズボンを着用する。
- (2) シャツは左胸ポケット付きで、ズボンの中にきちんと入れる。(開襟シャツや長袖、左右ポケット付きは禁止)
- (3) ズボンは夏冬とも、すそ巾25cm以内のストレートの学生ズボンで、バギー、ボンタン等は認めない。
- (4) 胴回りはベルトを取ってもずり落ちないものとし、標準指定マークの入ったズボンであればワンタックまでは許可する。但し、標準指定ズボンであっても胴回りの合わないものは認めない。
- (5) 男子の冬服(調整期間～3月31日)は黒の学生上着に学生ズボンを着用する。
- (6) ベルトは黒で、穴は1段とし、調整数以上は認めない。また、ベルトは必ず着用すること。
- (7) 制服は「標準型学生服認証」マーク入りで
  - ① アクセサリー類は身につけない。(チェーン、サスペンダー、指定外ボタン等)
  - ② アクシーズ、ロマンローラン、カンコー、トンボ、学生服より選択する。
- (8) 肌着(インナー)着用について
  - 夏: Yシャツの下は、白・黒・紺・グレーの無地を原則とし、柄や派手なデザインは認めない。
  - 冬: 夏服のYシャツが望ましいが、白・紺・黒・グレーのシャツは認める。但し、ネックやフード付きのものは認めない。また、その際、学生服は脱げない。
- (9) 儀式的行事(始業式・終業式等)には、夏服着用時はインナーは白、冬服着用時はYシャツも着用すること。

#### 【女子】

- (1) 女子の夏服(4月1日～調整期間)は、白の半袖セーラー服を着用する。
  - ① セーラー(えり)部分は水色の2本の白線をつける。
  - ② 胸当てにNマークを水色で入れ、胸元に水色のリボンをつける。
  - ③ スカートの水色のひだスカートで、膝が隠れる程度とする。
- (2) 女子の冬服(調整期間～3月31日)は長袖セーラー服を着用する。
  - ① セーラー(えり)の部分は濃紺の2本の白線をつける。
  - ② 胸当てにNマークを白で入れ、胸元には白のスカーフをつける。
  - ③ スカートの、なす紺または濃紺のひだスカートで、膝が隠れる程度とする。
- (3) 肌着(インナー)着用について
  - 夏: 上着の下は、白・黒・紺・グレーの無地を原則とし、柄や派手なデザインは認めない。
  - 冬: 色は白・黒・紺・グレーを基調とし、柄物等華美にならないものとする。
- (4) 儀式的行事(始業式・終業式等)のインナーは白・黒・紺・グレーも可。

#### 【男女共通】

- (1) 自分の体にあった制服を着用する。あわない場合は制服とみなさない。

制服のシャツやセーラー服、ズボンのネームは入れなくてよい。

(2) アクセサリー類は身につけない。(数珠・ネックレス・ミサンガ・指輪・ピアス等)

(3) 靴は運動靴、またはスニーカーとする。

(4) 靴下は色の指定はないがルーズソックスや装飾のついているものは禁止とする。

(儀式的行事の時は白で統一する)

(5) 上履きは各学年指定色(3年:緑、2年:赤、1年:青)とする。

(6) カバンは本校指定の「二中カバン」を使用する。

(7) 体育着は学校指定で、上下に姓の刺繍を入れる。

(8) 夏服着用期間に、日差し予防や肌寒さを感じた場合は、学校指定のジャージを着用を認める。

パーカーやカーディガン等、指定外の上着の着用は認めない。

(9) 冬服着用時、授業開始時には身なりを正して臨むこと。

(男子の上着、女子の袖まくり。暑い場合は、教科担任に確認すること。)

(10) 制服の守則に関しての個人的な解釈は一切認めない。特別の理由や事情が生じた場合は保護者の責任に於いて担任または生徒指導部まで申し出ること。